

住宅のバリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額措置について

令和4年4月改正

令和6年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅は、翌年度分の固定資産税から1/3が減額されます。

●対象となる家屋

住宅の種類	①新築から10年以上経過した住宅（賃貸住宅は対象外） ②バリアフリー改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。区分所有家屋については、専有部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ③併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
居住者の要件	次のいずれかの方が当該家屋に居住していること。 ①65歳以上の方（工事が完了した翌年の1月1日現在の年齢） ②要介護認定又は要支援認定を受けている方 ③障がいのある方
改修工事の内容	①通路又は出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良（引戸、折戸への取替え等） ⑧床表面の滑り止め化
工事費の要件	工事に係る自己負担額が1戸当たり税込50万円を超えていること ※助成や給付等の補助金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額を算定します。

●減額される税額

改修した住宅（居住部分のみ対象）の固定資産税額の1/3

※1戸あたり100㎡を限度とします。

●減額期間

バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分のみ減額されます。

（例）

令和3年12月に工事完了⇒令和4年度分を減額

令和4年4月に工事完了⇒令和5年度分を減額

●手続き方法

改修工事完了後3か月以内に、必要書類を名護市役所税務課資産税係へ提出してください。

●必要書類

(1) 住宅のバリアフリー改修工事に係る固定資産税減額措置の適用申告書（指定様式）

- (2) 居住者の要件に応じた書類
 - ・ 65歳以上の方 ⇒住民票の写し
 - ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方 ⇒介護保険被保険者証の写し
 - ・ 障がいのある方 ⇒障害者手帳等の障害者である旨を証する書類の写し

(3) 改修工事の内容が分かるもの

①改修工事の明細書

②改修箇所の改修前・改修後の図面及び写真

※これらの工事の明細書等については、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関及び建築士事務所に所属する建築士が発行する証明書に代えることもできます。

(4) 改修工事の費用が確認できるもの（領収書の写し等）

(5) 補助金等の交付決定通知書等の写し（補助金等を受けた場合のみ）

●注意事項

- (1) 「住宅の耐震改修工事に係る減額措置」と同時に適用はされません。ただし、「住宅の省エネ改修工事に係る減額措置」との同時適用は可能です。
- (2) 1戸につき1回限りの減額措置です。

<問合わせ>

名護市役所 税務課 資産税係

TEL : 0980-53-1212（内線185） FAX : 0980-53-1286